

令和3年1月以降のジョブ・カード制度京都府地域推進計画について

令和2年11月24日（火）

京都府地域ジョブ・カード運営本部

- 1 ジョブ・カード制度については、平成27年10月に、ジョブ・カードを個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等の一層の促進に活用するため、「新ジョブ・カード制度推進基本計画」が定められ、生涯を通じたキャリア・プランニング及び職業能力証明のツールとして使えるよう、様式の見直しが図られるとともに、2020年（令和2年12月末）までに、全国で300万人の取得を目指すこととされた。
- 2 京都においても上記1の「新ジョブ・カード制度推進基本計画」に基づき、「京都府地域推進計画」を策定し、2020年（令和2年12月末）までに57,187人の取得を目指すとの目標を定め、制度の普及促進を図ってきた。
また、例年7月頃には厚生労働省から「地域推進計画の目標値等」が示され、これに基づいて地域推進計画の改訂を行ってきたところである。
- 3 本来であれば、地域推進計画の期間が終了する前に厚生労働省から2021年（令和3年1月）以降における基本計画が示され、それに基づいて新たな地域推進計画を定めるべきところであるが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症への対応など、厚生労働省が優先すべき課題が山積しており、未だ新しい基本計画は示されていない。
また、厚生労働省からは「例年7月頃の目標値の内かんは発出ししないこと」、「当面の間、令和2年度の運用上の事務取扱として令和元年度の目標値を令和2年度の目標値として設定することが望ましいこと」が通知されているところである。
- 4 このため、新たな地域推進計画については、厚生労働省から新たな基本計画が示され次第、策定することとし、新たな地域推進計画が策定されるまでの間は、令和2年12月末までの推進体制を踏襲してジョブ・カード制度の普及促進を図るものとする。
また、令和2年度の目標値は令和元年度同様、6,600人とする。

以上